

平成28年度総合教育会議について

1 概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律により設置するもので、教育に関する予算の編成や執行や条例の提案など権限を有している首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域教育の課題や方向性を共有し、より民意に反映した教育行政の推進を図る。

2 位置付け等

- 地方公共団体の長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場。
- 地方公共団体の長は、総合教育会議を設けること。(法第1条の4第1項)
- 事務の調整が行われた事項については、その結果を尊重して事務執行にあたること。(法第1条の4第8項)
- 構成員は、地方公共団体の長及び教育委員会。(法第1条の4第2項)
- 会議は、地方公共団体の長が招集する。(法第1条の4第3項)

3 協議・調整事項

協議すべき事項

- 大綱の策定に関する協議(法第1条の4第1項)
- 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策。(法第1条の4第1項第1号)
 - (例)・学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策
 - ・幼児教育・保育の在り方や総合的な放課後対策、子育て支援のように地方公共団体の長と教育委員会の事務との連携が必要な事項
- 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置。(法第1条の4第1項第2号)
 - (例)・いじめ問題により児童生徒等の自殺が発生した場合
 - ・通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合
 - ・災害発生により校舎の倒壊などの被害が生じ、防災担当部局と連携する場合

協議すべきでない事項

- 教科書の採択や個別の教職員の人事など政治的中立性の高い事項

4 会議の公開と議事録の作成及び公表

- 個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときを除き公開。(法第1条の4第6項)
- 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。(法第1条の4第7項)

5 平成28年度開催スケジュール

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく新教育長への移行時期、及び、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告時期を踏まえ、平成28年度の開催スケジュールを次のとおり予定するもの。

開催時期	協議議題
11月22日	第1回総合教育会議 1) 経過報告等 ・教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について ・総合戦略の進捗状況に関する評価について 2) 協議事項 ・学校教育と社会教育の連携について
随時	児童、生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講すべき措置等